

返戻された郵便物の紛失について

区が配達証明で送付した国民健康保険料滞納に係る差押調書1通が、宛所不明のため返戻されましたが、その後執務室内で紛失していることが判明しました。

差押調書には、被保険者の氏名、住所、国民健康保険証の記号番号、保険料の滞納金額、差押債権及び債権額が記載されています。

区は再発防止に向け、個人情報の取扱いについて厳正を期すことを徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和6年3月12日（火曜）、区は、国民健康保険料の滞納がある被保険者1名に銀行預金の差し押さえをお知らせするため、差押調書を配達証明郵便で発送しました。

令和6年4月2日（木曜）、配達証明書が到着していないことに気付いた職員が郵便追跡サービスで確認したところ、令和6年3月21日（木曜）に宛所不明のため区に返戻され、国保年金課で収受していたことが分かりました。しかし当該郵便物は見当たらず、執務室内をくまなく検索しましたが発見に至りませんでした。

2 原因

国保年金課では、職員が書留郵便物を受け取る際、郵便物等授受簿にサインまたは押印を行っていますが、本事案では、受取人が授受簿への記録を行わずに当該郵便物を業務担当者に手渡していました。その後、業務担当者が当該郵便物を一定期間手元で保管し、本来の保管場所に移す前に、誤って他書類とともに廃棄したと考えられます。

3 再発防止策

区は今後このような誤りを起こさないよう、書留郵便物の受け取り時には必ず授受簿に記録するよう手順を再確認するとともに、個人情報を含む書類はたとえ一定期間であっても、職員の手元ではなく、所定の場所にて保管・管理することを徹底します。

併せて、職員に個人情報の重要性を再認識させるとともに、緊張感を持って業務にあたるよう指導してまいります。